

# 社会福祉法人雨竜園役員等報酬規程

## (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人雨竜園（以下「当法人」という。）定款第8条および第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする。）の報酬等について定めるものとする。

## (報酬等の支給)

第2条 当法人の役員等には、次のとおり報酬等を支給する。

- (1) 非常勤役員等については、業務に応じた報酬を支給こととし、賞与及び退職手当は支給しない。

## (非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第3条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、次に定める額

### 評議員

	日額
評議員会への出席	10,000円

### 理事

	日額
理事会への出席	10,000円

### 監事

	日額
評議員会・理事会及び監査等への出席	10,000円

### 第三者委員

	日額
苦情解決及び虐待解決のための処理業務	10,000円

- (2) 非常勤役員等の報酬等が理事長の指示又は理事会の委任を受け法人業務を行う場合、次に定める額とする。

### 評議員、理事、監事、選任・解任委員及び第三者委員

	日額
法人業務への出席	10,000円

- (3) 上記第3条第1項第1号及び第2号の交通費等また、職務のため出張したときは、旅費規程に基づき、その実費相当額を別途支給する。